

県政だより

小池あつし政務活動報告

第6号

県議会（第390回通常会議）報告

12月議会にて、一般質問に登壇し、6項目にわたって執行部の考えを質しました。

＜特別支援学校における教育のあり方＞については、県教育委員会が来年3月に閉舎すると発表した那須・栃木特別支援学校の寄宿舎について、その撤回と再検討について考えを質したところ、来年3月に迫った閉舎時期について延期する旨の答弁を得ました。これまで存続を求めて声を上げ続けた多くの保護者や地域の方々の尽力の賜であると思います。しかしながら、時期についての「延期」は認めたものの、計画の見直しや当事者を交えた検討会の設置については前向きな答弁が得られず、再三にわたって「検討します」との歯切れの悪い答弁に終始しました。今後の成り行きについて、注意深く見守らなければなりません。

＜障害者施策の充実＞では、重度心身障害者医療費助成について、県内では宇都宮市など4市において現物給付が導入されているものの、全県的には現物給付化は進んでおりません。関東では既に5都県で導入が進んでおり、栃木県だけが取り残されている状況にあるため、県がリーダーシップを取



て全県的な導入に向けた議論を進めるよう質しました。

＜「情報」教員の確保＞については、2022年度導入の学習指導要領で再編された情報科について、公立高校の担当教員4,756人のうち、16%にあたる796人が正規免許を持っていないとのこと。本県では、正規免許をもつ情報担当教員の割合は全国で下から2番目という非常に厳しい状況にあります。教科「情報」は、2025年の大学入学共通テストで出題されることになっており、指導内容における地域差が生徒達の進路に影響を与えないか大きく懸念されるものであり、早急に指導体制を確立する必要があります。

他、＜新型コロナウイルス対策＞として医療提供体制の確保について、また持続可能な循環型の＜有機農業の促進＞について、＜カーボンニュートラルの実現＞に向けて省エネ住宅をはじめ家庭での脱炭素の取組に向けた支援について、それぞれ執行部の考えを質しました。



政務活動報告

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会開催

今年10月、第77回国民体育大会（いちご一会とちぎ国体）、第22回全国障害者スポーツ大会（いちご一会とちぎ大会）が開催されました。



「夢を感動へ。感動を未来へ。」のスローガンのもと、全国から多くの選手、役員、観覧者等が来県し、各市町の協議会場において連日熱戦が繰り広げられました。本県選手団の活躍もすばらしく、天皇杯・皇后杯の獲得こそありませんでしたが、男女総合、女子総合ともに第2位の成績を収めることができました。県民に感動と勇気、そして夢を与えてくれた選手一人ひとりの健闘を心から敬意を表します。

県民総参加による「いちご一会」（一期一会）のおもてなしを受け取っていただいた多くの方々にとって、栃木県は思い出の地となってくれたのではないのでしょうか。

このとちぎ国体・とちぎ大会を通じて培われた有形・無形のレガシーをいかに継承し、これからの「とちぎ」につなげていくかが、これからの課題といえます。



森びとプロジェクト

日光市足尾町の松木沢で、「森びとプロジェクト」主催の植樹に参加してきました。

日光市足尾町松木地区の山々は、100年ほど前、足尾銅山の煙害により荒廃し、一帯がはげ山となってしまいました。以来、何十年の間、足尾に緑を取り戻すためにたくさんの人たちが尽力を続けてきました。

「森びとプロジェクト」では、様々な種類の木を植樹します。あえて条件を変えて木の生育状況を調査するなど、「森」をよみがえらせるために、知恵と労力を惜しまない活動を続けています。

一度失われた自然は、百年かけても取り戻すことはできないと聞いたことがあります。しかし、この足尾は、まだ一部かもしれませんが、確実に「森」が復活しています。人の手でよみがえった自然に、言葉にできない感動を覚えました。



宇都宮市・上三川町担当：

栃木県議会議員 **小池 あつし**

◆小池あつしプロフィール◆

1976年生まれ。子育て真っ最中の46歳。県立宇都宮高校を卒業後、東京大学文学部に進学。民間企業勤務を経て、福田昭夫衆議院議員公設第一秘書に就任。2019年4月に新人として栃木県議会議員選挙に初挑戦し、18,837票を得て初当選。県議会では、生活保健福祉委員会、文教警察委員会の他議会運営委員会、予算特別委員会理事を歴任。現在は県土整備委員会に所属。一般社団法人栃木県地方自治研究センター 理事。

《特別支援学校における教育のあり方について》

特別支援学校寄宿舎の閉舎

昨年11月、県教育委員会は、栃木と那須の特別支援学校寄宿舎について、来年3月をもって閉舎すると発表しました。理由は、築40年を超える施設の老朽化と、スクールバスの増便により通学困難が解消される事をあげております。



この点、寄宿舎の目的について、県教育委員会は専ら通学困難者の教育保障に重きを置いているところ、確かに現在は通学困難を理由に寄宿舎を利用する子どもの数は減少しており、その多くは、教育目的の入舎となっております。

しかしながら、現在の寄宿舎の利用については、自立し社会参加する力を養うための教育的入舎にこそ意義があると評価されております。実際に利用している保護者の方達も、児童生徒が寄宿舎での生活訓練を重ね、自立に向け取組む我が子の成長ぶりに寄宿舎での教育的効果を実感し、学校の取組に感謝してきたとの声が多数聞こえています。国においても、令和3年に開かれた文科省の有識者会議では、「特別支援学校の寄宿舎については、特別支援教育における教育的意義を踏まえ、引き続き、その機能の維持に努めるべきである」とされています。

特別支援学校の目的は、ただ子ども達を預かることではありません。障がいのある子ども達が、生涯にわたって自立し社会参加していく力を養うことこそが一番の目的のはずで、子ども達にとっては、卒業してからの人生の方が長く、親なき後に社会で生きていく力がついていくかどうか、親にとっては本当に切実で胸が痛くなるほど不安になる気持ちが想像できます。障がいのある子ども達にとって、入居して毎日の生活を営みながら、一つ一つ丁寧に繰り返し生活リズムの中で自立することを学ぶことができる、そして幅広い世代の人と交流し、親以外の他人から差し伸べられる手をつかむことを経験できる寄宿舎にかわる存在はありません。

県教育委員会の決定は妥当か

そもそも今回の県教育委員会の決定は、そのプロセスにあまりに多くの問題を抱えています。7年前から行われてきた寄宿舎の閉舎に関わる検討会は、密室で行われ、当事者等関係者の声を聞く機会もありませんでした。閉舎の理由に施設の老朽化をあげておりますが、寄宿舎と全く同じ時に建てられた本校舎は外壁も内装もとてもきれいに改修されていて、トイレも最新の設備に改修されており、非常に快適な学習空間が保たれている一方、渡り廊下でつながって併設されている寄宿舎は、対比させるかのように、全く手をつけられないまま老朽化しています。それにとどまらず、一年以上前に故障したお風呂を修理せず今に至るまで放置しているのは、子ども達に対してあまりにひどい仕打ちではないでしょうか。直せばきれいに使えるものを、あえて直さずに老朽化を理由に閉舎するのは、道理が通りません。

問われる県の教育や福祉に対する姿勢

本県の特別支援学校を取り巻く環境は、足りないものがたくさんあります。寄宿舎の問題だけではなく、昨今騒がれている教室不足もそうです。県内でも一部の特別支援学校では作業室を改装して普通教室として利用しておりますが、それですら完全に教室不足は解消されておられません。そもそも今まで作業室で行っていたカリキュラムはどうなるのでしょうか。スクールバスにしても、各地で乗りたののに乗れないといった声が多数出ています。足りないものが多すぎる中で、どうして今ある有用なものをなくしてしまうのか。今あるものを守って、最大限に活用しながら、足りないものを少しずつでも足していくと考えるのが普通ではないでしょうか。

今回の寄宿舎問題は、県にとって、教育や福祉に対する姿勢が問われる象徴的な問題であると考えています。あくまで「子どもたちにとって一番いい環境は何なのか」という視点を中心に据えて対応していかなければならないと考えます。



新潟県の特別支援学校を視察

特別支援学校における寄宿舎の活用について、新潟県に視察に行つてまいりました。

新潟県の特別支援学校には8校に寄宿舎が設置されており、262名の子ども達が利用しています。その目的も、通学の困難さというよりは、将来の自立した生活に向けた教育的入舎の価値を尊重してします。

例えば、子ども達の段階に応じて「自立生活」や「生活訓練」などの類型化やコース制を採用していたり、週1泊から5泊まで選択でき、場合によっては、お風呂まで、夕食まで、おやつまで「柔軟な入舎」という考え方のもと、寄宿舎の教育的価値を最大限に活用しようという姿勢が感じられます。新潟県教育委員会の担当者の「子ども達にとってどういう環境が望ましいかが何より大切。」という言葉が印象的でした。



子どもの難病患者への福祉手当の支給を求める要望書を提出

栃木県難病団体連絡協議会会長とともに、宇都宮市に対して、子どもの難病患者への福祉手当の支給を求める要望書を提出してきました。

宇都宮市は、厚生労働省指定難病の患者らへの福祉手当として月額5,000円を支給しておりますが、「小児慢性特定疾病」患者対象の手当てはありません。難病を抱えながら生活する患者家族にとって月5千円は決して軽いものではなく、宇都宮市を除く県内24市町には子供の難病患者への福祉手当や見舞金を支給する制度が存在しており、市においても子どもの難病患者への福祉手当を支給するよう宇都宮市長に要望書を提出してまいりました。



皆様の県政に関する要望をお聞かせ下さい

連絡先 **小池 あつし 事務所**

〒321-0954 栃木県宇都宮市元今泉5-1-1

TEL:028-613-8500/FAX:028-613-8501

E-mail:koike.atsushi.partners@gmail.com f <https://facebook.com/atsushi.koike.92>